

○松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例

平成18年1月1日条例第89号

改正

平成18年6月28日条例第218号

平成24年6月29日条例第23号

平成27年3月25日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童の健全な育成を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「放課後児童」とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童のことをいう。

(事業の実施基準)

第3条 松浦市放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）は、利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備えることにより、適切な遊び及び生活の場を与えて実施するものとする。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、松浦市とする。ただし、利用者の決定及び費用負担等の決定を除き、事業を適切に運営できると認められるものへ委託することができる。

(職員)

第5条 事業を実施するに当たり、遊びを通して放課後児童の健全育成を図るために放課後児童指導員を配置するものとする。

(対象児童)

第6条 事業の対象となる放課後児童（以下「児童」という。）は、本市に住所を有する児童とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(負担金の徴収及び納期)

第7条 市長は、事業を実施するために必要な経費の一部（以下「負担金」という。）を、事業を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）から徴収することができる。

2 負担金の徴収は、納入通知書により徴収する。

3 納入通知書は毎月発行し、その納期は毎月末日とする。

(負担金の額)

第8条 児童1人当たりの負担金は、月額3,000円とする。ただし、7月においては月額5,000円、8月においては月額1万円とする。

2 月の途中から事業を利用した場合及び月の途中で事業の利用を中止した場合の負担金については、原則として当該月にかかる前項の額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 市長は、災害その他特別な事情があると認められるときは、第1項の負担金を減免することができる。

(損害賠償)

第9条 保護者は、児童が施設等を故意又は過失により、き損し、若しくは滅失したときは、直ちに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例（平成16年松浦市条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第218号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松浦市放課後児童健全育成事業に関する条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成24年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。